



保険医療

重度心身障害者と
母子家庭の医療費助成
制度について

重度心身障害者・母子家庭
医療受給者の方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(金)までです。7月1日(土)からの新しい受給者証と交換するため、更新の手続きが必要です。該当者には封書で通知しますので、手続きをしてください。

なお、母子家庭医療費助成制度の対象者で、20歳未満の児童に社会保険ができていない場合や、町外に転出している場合(学生は除く)は、受給資格がありません。早急に手続きをしてください。

●**重度心身障害者
医療費助成制度**

〈制度の案内〉

目的

重度心身障害者に対して医療費の一部を助成することに

より、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

- 対象者
- ① 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
 - ② 療育手帳(程度による)をお持ちの方

母子家庭医療費助成制度

目的

母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進を図ります。

- 対象者
- ① 母子家庭の母と児童
 - ② 準母子家庭の祖母と孫又は姉と弟妹
 - ③ 父母のない児童
- ただし、児童とは、20歳に満たない者としませんが、就学している方は対象となります。(必ず在学証明書の原本が必要)

- 対象除外
- ① 家庭主(父母のない児童を扶養する者を含む)の前年(1~6月申請分については、前々年)所得が一定を超え、所得税が課税されている家庭

- ② 生活保護を受けている家庭 ※ 右の条件に該当し、助成を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ
役場町民課保険医療係
☎985-4107

年金

平成18年度の年金額を
お知らせします

平成17年の全国消費者物価指数の対前年比変動率が、マイナス0.3%となりました。年金額は、現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて変更するよう法律で定められており、平成18年度の年金額については、平成17年平均の全国消費者物価指数に合わせて0.3%引き下げになりました。新しい年金額は、平成18年4月分から適用され、年金を受給されている方には6月に支払われる分(4月及び5月の2か月分)から減額になります。

年金の種類	平成17年度 年 額	平成18年度 年 額
老齢基礎年金 (満額の場合)	794,500円	792,100円 (-2,400円)
障害基礎年金	1級	993,100円 (-3,000円)
	2級	794,500円 (-2,400円)
遺族基礎年金 (子1人の場合)	1,023,100円	1,020,000円 (-3,100円)

問い合わせ

松山西社会保険事務所
☎925-5105
役場町民課年金係
☎985-4106

役場の電話番号は 変わっています!

現在も、役場の旧電話番号に電話をかけられている方がいます。電話番号は下記のとおりですので、間違えないように気を付けてください。
☎ 985-2111(代)
F A X 985-4148

税

所得・課税証明書の
発行について

平成18年度(平成17年中の所得)の所得証明書及び課税証明書の発行については、平成18年6月1日(木)以降になりますのでお知らせします。

問い合わせ

役場税務課管理収納係
☎985-4109

6月の納税

町 県 民 税 第1期・全期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 6月26日(月)
農 協 6月27日(火)

※納税は便利な口座振替で
～ 税金は ゆたかな町を つくるもと ～